

かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託仕様書

1 目的

春日井市（以下「本市」という。）の市民活動団体では、会員の高齢化や既存活動への参加者不足が問題となっています。

一方、若者や現役世代では、就業分野の多様化により「市民活動でまちを元気にしたい」、「市民活動を応援、支援したい」、「市民活動に関係する仕事をしたい」などの考えを持つ人も増えていることから、こうした若者や現役世代を発掘し育成することが、本市の持続可能な市民活動の支援等に繋がるものと考えています。

こうしたことから、専門知識や経験、スキルを有する民間事業者に、本市の市民活動を担える新たな人材の発掘及び効率的かつ効果的な育成を行うための事業を委託するものです。

2 委託名

かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託

3 期 間

契約日から令和8年3月31日まで

4 場 所

いきがい創生部市民活動支援センター（春日井市春見町3番地）

5 委託内容

- (1) かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業（以下「本事業」という。）の受講者の募集、選考にあたっては、市民活動に対する意欲や意識の高い方を優先できるような内容としてください。
- (2) 春日井市内在住、在勤、在学の大学生及び20代から50代の現役世代を対象とし、10名程度の受講者で実施する内容としてください。
- (3) 研修に係る受講費用は、本事業に係る委託費に含むものとし、受講者本人

の費用負担は原則無料としてください。

- (4) 研修のプログラムは、座学研修、現場研修などをそれぞれ複数回実施してください。

ア 本市の市民活動を担うために、必要な知識やスキル等が習得できる講義内容の企画提案としてください。

イ 座学研修は、対面研修方式を基本としますが、研修の状況等によりオンライン研修方式も可とします。

ウ 座学研修の講師は、講義内容に必要な知識と経験、豊富な研修実績を有する方が実施してください。

エ 現場研修は、市内で活動する市民活動団体と交流を図り、市民活動の現場の状況を学ぶことができる内容としてください。

オ 現場研修を実施する際の市民活動団体の選定については、本市と調整してください。

カ 研修の実施にあたっては、必要に応じて協力依頼、趣旨説明、協力承諾等を行ってください。

ク 研修中の受講者に対して、事故等に対応できる傷害及び賠償責任保険に加入してください。

- (5) 研修内容の理解を深め習得できるよう研修（各講義、現場研修）終了後に各受講者の習熟度を測り、受講者へのフォローアップ（個別支援及び指導等）を適切に行ってください。

6 想定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
周知・集客 (人材の確保)												
座学研修			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
現場研修					●		●		●			
フォローアップ												

7 実施体制

- (1) 本事業の受託者は、実施にあたり、本市との窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を配置してください。また、責任者不在の場合であっても、連絡が円滑に行われるよう責任者を補佐する方1名を指名しておいてください。
- (2) 本事業又は本事業に関連する事項について、本市から依頼又は問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、随時必要な対応を行ってください。
- (3) 本事業を履行するにあたり、あらかじめ実施項目、実施内容及びスケジュール、担当者名簿、役割分担表、連絡先等を記載した実施計画書を本契約締結後速やかに提出し、本市の承諾を得てください。なお、承諾内容に変更が生じた場合は、変更事項について遅滞なく報告し、再度承諾を得てください。
- (4) 本事業完了後、成果物として、実績報告（周知・集客の状況、研修開催の状況、個別支援及び指導等の状況）、受講者に関する氏名を始めとする個人情報（本市への個人情報提供の同意書を添付。）を提出してください。
- (5) 委託料は、本事業完了後、受託者からの請求により支払うものとします。

8 提出物

本事業の提出物は次のとおりとします。

- (1) 契約締結後10日以内
実施計画書（印刷物1部及び電子データ）
- (2) 本事業終了時
完了届（印刷物1部）及び成果物

9 本事業における留意事項

- (1) 受託者は、仕様書及び諸関係法令を遵守し、本市の指示に従い、連絡を密にして本事業の進捗を図ることとしてください。
- (2) 本事業に従事する者は、本事業の遂行に必要な知識と経験を有する方としてください。
- (3) 本事業において知り得た本市及び市民活動団体等に関する情報は、本事業

業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩することのないようにしてください。

- (4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び春日井市個人情報等保護条例並びに春日井市情報セキュリティポリシーに準拠してください。
- (5) 本事業における成果物の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとします。
- (6) 本事業の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払を含む一切の手続きを受託者が行うものとします。
- (7) 本事業の全部を一括して第三者に再委託することは禁止します。また、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得てください。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定することとします。